

宇土市地域防災計画書

第3部

地震・津波災害対策編

宇土市防災会議

目 次

第3部 地震・津波災害対策編

第1章	災害応急対策計画	328
第1節	地震・津波情報伝達計画	330
第2節	通信施設利用計画	342
第3節	情報収集及び被害報告取扱計画	343
第4節	広報計画	348
第5節	水防計画	349
第6節	消防計画	349
第7節	避難収容対策計画	350
第8節	災害救助法等の適用計画	358
第9節	救出計画	359
第10節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	361
第11節	医療救護計画	362
第12節	食料調達・供給計画	363
第13節	給水計画	364
第14節	生活必需品供給計画	365
第15節	救援物資要請・受入・配分計画	366
第16節	住宅応急対策計画	367
第17節	交通規制計画	368
第18節	緊急通行車両確認計画	369
第19節	応急公用負担と労働力の確保	370
第20節	保健衛生計画	371
第21節	災害ボランティア連携計画	372
第22節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	373
第23節	文教対策計画	374
第24節	公共施設応急復旧計画	375
第25節	建築物・宅地等応急対策計画	376

目 次

第2章	災害復旧・復興計画	377
第1節	災害復旧・復興の基本方針	379
第2節	公共土木施設災害復旧計画	380
第3節	農林水産施設災害復旧計画	381
第4節	その他の災害復旧計画	382
第5節	被災者の生活支援に向けたトータルケア	383
第6節	大規模地震からの復興に関する法律	385
第7節	復興計画	386

第1章 災害応急対策計画

項目	関連部局	ページ
第1節 地震・津波情報伝達計画	総務部、建設部、支所	330
第2節 通信施設利用計画	総務部、企画財政部、建設部、支所	342
第3節 情報収集及び被害報告取扱計画	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所、議会事務局	343
第4節 広報計画	総務部、企画財政部	348
第5節 水防計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	349
第6節 消防計画	総務部	349
第7節 避難収容対策計画	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	350
第8節 災害救助法の適用計画	健康福祉部	358
第9節 救出計画	総務部	359
第10節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	総務部、市民環境部	361
第11節 医療救護計画	健康福祉部	362
第12節 食料調達・供給計画	総務部、健康福祉部、教育委員会	363
第13節 給水計画	総務部、健康福祉部、建設部、教育委員会	364
第14節 生活必需品供給計画	総務部、健康福祉部	365
第15節 救援物資要請・受入・配分計画	総務部、企画財政部	366
第16節 住宅応急対策計画	建設部	367
第17節 交通規制計画	総務部、建設部	368
第18節 緊急通行車両確認計画	総務部、企画財政部	369
第19節 応急公用負担と労働力の確保	総務部	370
第20節 保健衛生計画	市民環境部、健康福祉部	371
第21節 災害ボランティア連携計画	健康福祉部	372

項目	関連部局	ページ
第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	市民環境部	373
第23節 文教対策計画	教育委員会	374
第24節 公共施設応急復旧計画	市民環境部、 健康福祉部、経済部、 建設部、教育委員会、 支所	375
第25節 建築物・宅地等応急対策計画	市民環境部、建設部	376

第1節 地震・津波情報伝達計画

(総務部・建設部・支所)

市、県、熊本地方気象台その他の防災関係機関は、地震・津波災害の防止を図るため、地震・津波発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

第1 緊急地震速報(警報)

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線(戸別受信機を含む。)を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警戒に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他22市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
	熊本県天草・芦北	天草市他5市町
	熊本県球磨	人吉市他9町村

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

第2 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警戒に位置づけられる。

市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)、メール配信等、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震

の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の留意事項

- 1 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 2 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- 3 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 4 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は、基本的には発令しない。
- 5 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

津波警報等の発表及び解除は以下の通知形式で構成され、津波警報等の種類、発表基準、解説及び津波予報区（熊本県関係）は次のとおりである。

■津波警報・注意報の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかがが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

- 注) 1 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

第3部 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画

第1節 地震・津波情報伝達計画

■津波予報区

津波予報区	区域
有明・八代海	福岡県（有明海沿岸に限る。）、佐賀県（有明海沿岸に限る。）、長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。）、熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）
熊本県天草灘沿岸	熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町に限る。）

第3 地震・津波情報の種類等

1 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次のとおり。

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度3以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・ 震度1以上 ・ 津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想されたとき。 ・ 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測したの地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表。
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、1時間半から2時間程度で発表。

(2) 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に一つの現象に対して一度だけ発表 ・ 津波警報、津波注意報発表時(遠地地震による発表時を除く) ・ 熊本県で震度4以上を観測(但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が、初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報。津波警報や津波注意報等の発表状況等及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。 地震解説資料(全国速報版)：上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 地震解説資料(地域速報版)：上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる情報を適宜発表。 ・ 津波警報、津波注意報発表時 ・ 熊本県で震度5弱以上を観測 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、第1号を発表する。 地震解説資料(全国詳細版)：地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 地震解説資料(地域詳細版)：地震解説資料(全国詳細版)発表以降に、状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて、適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある)。
管内地震活動図	・ 定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の熊本県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

第3部 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画

第1節 地震・津波情報伝達計画

■沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ >1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値(注))の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※3) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

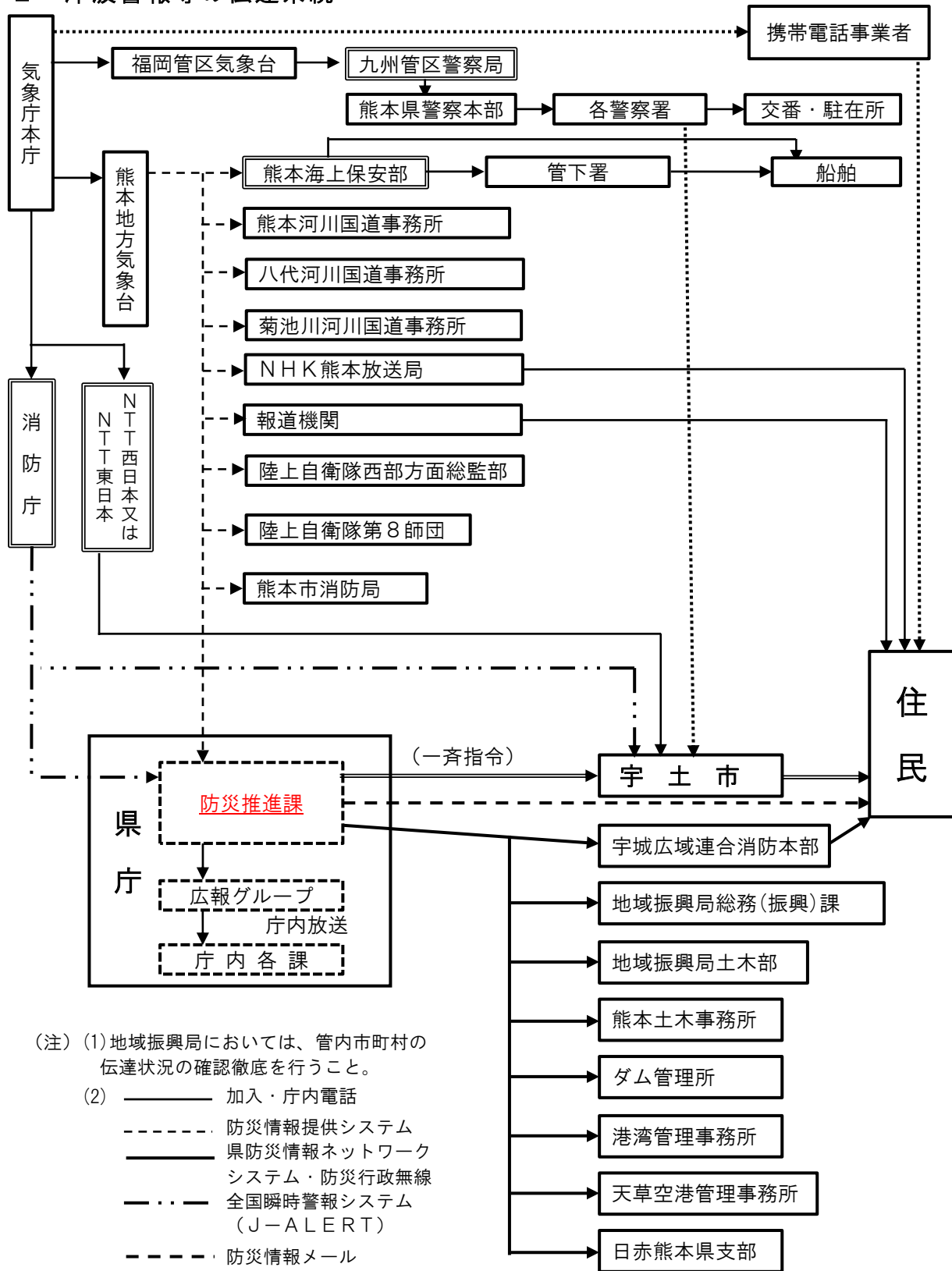
- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 津波警報等の伝達系統



- (注) (1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認徹底を行うこと。
 (2) ——— 加入・庁内電話
 - - - - - 防災情報提供システム
 ——— 県防災情報ネットワークシステム・防災行政無線
 ····· 全国瞬時警報システム(J-ALERT)
 - · - · - 防災情報メール

(3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

- (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規則に基づく法定伝達先
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

3 気象庁震度階級関連解説表

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度を観測したとき、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもの。この表を使用する際は、以下の点に注意する。

ア 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。

イ 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。

また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

ウ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

エ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

オ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。

今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

カ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞が用いられている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われてる場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

第3部 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画

第1節 地震・津波情報伝達計画

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もある	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が目覚ます	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚で落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。

しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。
また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水・停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制・通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第3部 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画

第1節 地震・津波情報伝達計画

■大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

第4 震度情報ネットワークによる震度情報の収集(県知事公室)

県は県内74箇所(熊本市設置分1箇所を含む)に計測震度計を設置しており、観測された震度情報は県防災情報ネットワークシステム又はNTT回線で県庁に伝えられ、県は専用線で気象庁にリアルタイムに配信している。配信した震度情報は、他の機関で収集された震度情報と合成され「各地の震度」として報道機関等を通じて公表(現在県内105箇所)されている。

第5 予報等の伝達系統

注意報及び警報等は原則として次の手段により迅速、かつ的確に伝達し住民に周知させるものとする。ただし、注意報についてはこの限りではない。

1 予警報の伝達手段

- (1) 宇土市同報系防災行政無線による放送
- (2) 有線電話による伝達
- (3) 無線電話による伝達
- (4) 広報車による伝達
- (5) ホームページ
- (6) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)
- (7) 災害情報共有システム(Lアラート)
- (8) 宇土市お知らせメール

2 津波に関する警報の取扱

地震による津波警報等は、緊急を要するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連動し、宇土市同報系防災行政無線サイレンにより伝達を行う。

サイレンの吹鳴方法

「1分間吹鳴－5秒休止」(3回繰り返す)

3 予警報等伝達責任者

市は、地震及び津波に関する情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、次の基準によって情報伝達に関する責任者を定めておくものとする。

宇土市：危機管理課 1名

第6 異常発見時における措置

地割れ、海面の急激な低下等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

また、何人もこの通報が迅速に関係機関に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、熊本地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

第2節 通信施設利用計画

(総務部・企画財政部・建設部・支所)

災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

第1 通常の場合における通信施設の利用

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第2節 通信施設利用計画 第1 通常の場合における通信施設の利用 (P. [204](#)) 」を参照。

第2 移動系無線通信の利用

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第2節 通信施設利用計画 第2 移動系無線通信の利用 (P. [205](#)) 」を参照。

第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

(総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所・議会事務局)

大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

県及び市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

第1 実施責任者

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第3節 情報収集及び被害報告取扱計画 第1 実施責任者（P. 206）」を参照。

第2 被害報告取扱責任者

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第3節 情報収集及び被害報告取扱計画 第2 被害報告取扱責任者（P. 206）」を参照。

第3 情報共有システムの活用

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第3節 情報収集及び被害報告取扱計画 第3 防災情報の収集・伝達システムの活用（P. 206）」を参照。

第4 被害等の調査

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

1 災害初動期の情報収集

(1) 情報収集事項

被害状況調査員には、市職員、消防団員、行政区長、その他関係機関職員があたるものとする。災害初動期は次の情報を中心に収集するものとする。

情報の区分	主な情報内容
地震・津波に関する情報	○ 地震・津波情報、津波警報・注意報等の発表状況
人命に関する情報	○ 死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ○ 建物倒壊等に伴う生き埋め災害情報

第3部 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画

第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

	<input type="checkbox"/> 職員の安否確認
被害拡大に関する情報	<input type="checkbox"/> 火災発生状況 <input type="checkbox"/> がけ崩れ等の二次災害発生状況 <input type="checkbox"/> 危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な情報	<input type="checkbox"/> 市役所庁舎等の災害活動拠点の被害状況 <input type="checkbox"/> 道路などの応急対策活動に当たって重要となる施設の被害状況

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(2) 留意事項

ア 被害状況の調査に当たっては、関係機関相互に連絡をとり、調査脱ろう、重複調査のないよう充分留意すること。

イ 必ず写真等の明確な資料を残すよう心がけること。

ウ 被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査のほか住民登録等を照合し的確を期すること。また、り災者については、次のり災世帯名簿を作成すること。

エ 調査は、事前に被害調査の担当者及び班を定め、正確、迅速な調査ができるよう配慮すること。

<h3>り災世帯名簿</h3>	
	熊本県宇土市 No.
災害の種類	
災害発生日時	
り災状況	
り災世帯住所	熊本県宇土市
り災世帯主氏名	
※ 世帯員で、人的被害がある場合、被害状況を記入すること。	

(3) 勤務時間内における情報収集活動

各対策部は次の要領により被害状況を収集する。

被害状況調査は、地区毎に行い、最後に危機管理課にて集計を行う。

区分	情報収集の方法等
各対策部	<input type="checkbox"/> 市役所庁舎周辺の被害確認

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所からの情報 ○ 消防団員からの情報 ○ 119番通報（消防本部） ○ 所管施設の被害確認 ○ 市民等からの通報 ○ 外出職員からの情報 ○ 情報収集要員からの情報
--	--

(4) 勤務時間外における情報収集活動

職員は、参集途上における被害状況を把握し、その情報は各対策部において集約し危機管理課に報告するものとする。

なお、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的な情報収集とし、迅速な参集を第一に考えなければならない。

ただし、勤務場所への参集途上において災害の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民と協力し人命救助を優先し、勤務場所へは、情報を連絡する。

2 災害対策本部設置後の情報収集

(1) 各対策部及び住民からの情報収集

災害対策本部室通信情報班は、各対策部や住民から収集する災害情報を、災害対策本部室に報告するものとする。収集する災害情報を次に示す。

なお、災害対策本部室は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部へ、ヘリコプターによる広域的な情報収集を要請し、早期把握に努めるものとする。

■ 災害情報収集事項

情報区分		収集する情報の内容	
防災気象情報等		○ 地震・津波の情報、津波警報・注意報等	
被害情報	人的被害	○ 発生場所、原因及び被害者数 ○ 被害者の住所、氏名、年齢等 ○ 負傷者の負傷程度及び収容先	死者 行方不明者 負傷者
	建物被害	○ 被災棟数及び被害程度 ○ 建物の名称及び所在地 ○ 被災世帯及び被災者数	住家・非住家 事業所
	公共施設被害	○ 被災棟数及び被害程度 ○ 施設の名称及び所在地 ○ 入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設、教育施設 清掃施設、その他の施設
	土木施設被害	○ 被害箇所と被害程度 ○ 応急措置等の対応状況 ○ 道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園 河川
	農水関係被害	○ 被害箇所と被害程度	農水産関係
ライフライン情報		○ 被害箇所と被害程度 ○ 応急措置等の対応状況 ○ 停電、ガス供給停止、断水状況 ○ 交通機関の運行状況	上下水道関係 電力・電話・ガス関係 交通関係
消防情報		○ 119番通報の状況 ○ 火災発生状況及び延焼状況 ○ 救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ○ 危険物施設等の被害状況 ○ ガス漏れ等の発生状況	
医療救護情報		○ 医療機関の被害状況	

第3部 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画

第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

情報区分	収集する情報の内容	
避難情報	○ 応急救護所等の設置状況	
	○ 自主避難の状況	
	○ 避難指示等の発令状況	
	○ 避難世帯数及び避難者数	
	○ 避難所の開設状況	
その他の情報	○ 孤立集落の発生状況	ブロック塀倒壊、がけ崩れ、その他
	○ その他の被害箇所と被害の程度	
	○ その他必要な情報等	

(2) 防災関係機関からの情報収集

災害対策本部室通信情報班及び各対策部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集するものとする。

収集担当	収集する情報	収集機関
災害対策本部室 通信情報班	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	熊本地方気象台
	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況	熊本県警察
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	九州電力送配電株式会社 宇城配電事業所 N T T西日本熊本支店 西部ガス（株）熊本支社
	鉄道施設の被害と復旧状況等	J R九州熊本支社
	県下の被害情報	熊本県 防災推進課
健康福祉対策部	医療施設の被害と診療状況等	宇土地区医師会
建設対策部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況	宇城地域振興局
	九州自動車道の被害と復旧状況等	N E X C O西日本（株）九州支社
	国管理河川の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況	宇城地域振興局
	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	宇城地域振興局

第5 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第3節 情報収集及び被害報告取扱計画 第5 災害情報収集・伝達関係者の安全確保（P. 210）」を参照。

第6 応急対策活動情報の連絡

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第3節 情報収集及び被害報告取扱計画 第6 応急対策活動情報の連絡（P. 210）」を参照。

第7 防災関係機関等の協力関係

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第3節 情報収集及び被害報告取扱計画 第7 防災関係機関等の協力関係（P. 210）」を参照。

第8 情報の伝達系統

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第3節 情報収集及び被害報告取扱計画 第8 情報の伝達系統 (P. [211](#)) 」を参照。

第9 被害報告取扱要領

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第3節 情報収集及び被害報告取扱計画 第9 被害報告取扱要領 (P. [212](#)～P. [227](#)) 」を参照。

第4節 広報計画

(総務部、企画財政部)

市内の災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関並びに市民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定をはかる。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

市長（基本法第50条、第51条「災害応急対策責任者」）は、それぞれの分担事務又は業務について、広報活動に努めるものとする。

第1 実施機関相互の連絡

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第4節 広報計画 第1 実施機関相互の連絡 (P. 228)」を参照。

第2 宇土市における広報活動

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第4節 広報計画 第2 宇土市における広報活動 (P. 228～P. 229)」を参照。

第3 報道機関への対応

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第4節 広報計画 第3 報道機関への対応 (P. 229)」を参照。

第4 住民等からの問合せ対応

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第4節 広報計画 第4 住民からの問合せ対応 (P. 230)」を参照。

第5 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第4節 広報計画 第5 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化 (P. 230)」を参照。

第5節 水防計画

（ 総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

地震・津波により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。

本市の沿岸域のこれらの施設は、軟弱な地層のうえに構築されている箇所もあるので、大きな地震動によって被害が発生するおそれがある。

特に、堤防の背後地が低い地域は、大規模地震による直接被害の後、津波、洪水や高潮（満潮）により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制についても、水防計画に基づいて対応するものとする。

第6節 消防計画

（ 総務部 ）

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

第1 実施機関

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第6節 消防計画 第1 実施機関(P. 232)」を参照。

第2 消防活動計画

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第6節 消防計画 第2 消防活動計画(P. 232)」を参照。

第3 相互応援協定

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第6節 消防計画 第2 相互応援協定(P. 232)」を参照。

第7節 避難収容対策計画

(総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所)

災害のため危険な状態にある住民に対して、「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」(以下「避難指示等」という。)の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

第1 実施責任者

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第1 実施責任者 (P. 233)」を参照。

第2 避難指示等の内容

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第2 避難指示等の内容 (P. 233~P. 234)」を参照。

第3 避難指示等の伝達方法等

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第3 避難指示等の伝達方法 (P. 234)」を参照。

第4 避難指示等の基準

1 避難指示等発令時の状況と住民に求める行動

避難指示等は、基本的に以下の考え方に基づいて発令することとする。

■ 避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

(「避難情報に関するガイドライン(令和8年3月 内閣府より、抜粋)

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等 避難	○ 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	「危険な場所から高齢者等は避難」 ○ 高齢者等(※)は、危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ○ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル4 避難指示	○ 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	「危険な場所から全員避難」 ○ 危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5 緊急安全確保	○ 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	「命の危険 直ちに安全確保！」 ○ 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

■地震発生時の住民に求める行動

最初の大きな揺れは1分間

地震発生

- まず、身を守る 机の下などへ。慌てて外へ飛び出さない。
- すばやく火を消す 危険が伴うので無理はしない。
- 脱出口を確保する ドア、窓を開ける。



発生
1～2分

揺れが収まったらまず火の始末

- 火元を確認する 火が出たら落ち着いて初期消火。
- 家族の安全を確保する 倒れた家具の下敷きなどでケガをしていないか。
- 靴をはく 室内に散乱したガラスの破片などから足を守る。



発生
3分

隣近所の安全確認 火災の発生を防ぐ

- 隣近所に声をかける けが人・行方不明者の確認、救出・救護。
- 近所に火が出ていたら初期消火 大声で知らせる。消火器を使う。
バケツリレーをする(風呂の水をためおきしておく)。
- 余震に注意



発生
5分

ラジオなどで正しい情報入手

- 正しい情報をつかむ ラジオや市役所の情報を聞く。
- 電話はなるべく使わない 緊急連絡電話が優先。安否確認は「災害用伝言ダイヤル171」で。
- 家屋倒壊などの危険があれば避難 避難をするときはガス栓をしめ、ブレーカーを落とす。



発生10分
発生数時間
発生3日くらい

協力して消火 救出・救護活動

- 助け合いの心が大切 力を合わせて消火活動、救出・救護活動。
- 水・食料は蓄えているもので 3日分の飲料水と食料を備蓄しておく。
- 壊れた家には入らない 無理をして、二次災害を起こしてはいけない。
- 地震情報・被害情報の収集 引き続き余震に注意。



こんなときは…

●路上にいた!

カバンなどで、窓ガラスや瓦などの落下物から頭を保護し、空き地や公園などに避難しましょう。

注意 ブロック塀、自動販売機には近付かない。倒れそうな電柱、垂れ下がった電線に注意しましょう。

●車を運転していた!

徐々にスピードを落とし、左側に止め、エンジンを切る。揺れがおさまるまで冷静に。カーラジオで情報収集をしましょう。

注意 避難する時はキーは付けたまま、ドアロックもしない。貴重品を持ち出し、徒歩で避難しましょう。

●エレベーターの中にいた!

すべての階のボタンを押し、停止した階で降りましょう。

注意 閉じ込められても無理に脱出しようとせず、非常ボタンで外部と連絡をとり救出を待ちましょう。

2 津波に関する避難指示等の基準

(1) 想定する事態

津波はその高さが20cm～30cm程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、生命が脅かされるおそれがあることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合でも直ちに避難行動をとる必要がある。

よって、想定する事態は、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表の対象とする津波(20cm以上の津波)を想定する。

(2) 発令対象区域

津波で避難指示の対象とする区域は、津波注意報や津波警報の場合、漁業従事者・沿岸の港湾施設等の仕事に従事する者・海水浴客等を念頭に、宇土市総合防災マップ(令和4年3月改訂)に示している津波浸水想定区域とする。

(3) 活用情報

ア 津波注意報・警報等

津波警報等は、津波の発生が予想される場合、地震の発生から3分を目処に発表される。

津波予報区	入手先	予測する内容
有明・八代海	気象庁防災情報提供システム https://bosai.jmainfo.go.jp/ 気象庁ホームページ http://www.jma.go.jp/jp/tsunami/	○ 津波注意報、津波警報、大津波警報の発表 ○ 注意報・警報等の注意警戒期間の情報

■ 津波警報等と予想高さ・発表される津波高さの関係

	予想される津波高さ	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報 ※特別警報に位置づけ	10m超	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

イ 活用情報の留意点

- ① 津波警報等は、沿岸に近い大きな地震が発生した場合、津波の襲来に間に合わないことがあることに留意する。
- ② 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容の更新がある場合があることに留意する。
- ③ 津波と満潮の時刻が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。(「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」を参照。)

満潮時刻は熊本検潮所の潮位(気象庁ホームページ

<http://www.data.jma.go.jp/kaiyou/db/tide/suisan/suisan.php?stn=KU>)、

津波到達予想時刻に関する情報は、気象庁の津波情報(気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/jp/tsunami/joho.html>)を参照

- ④ 津波の高さは、「沖合の津波観測に関する情報」で発表される沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなることに留意する。

(4) 発令にあたっての留意点

- ① 津波は長い時間くり返し来襲するので、津波警報が解除されるまでは、避難を継続する必要がある。
- ② 津波は、第一波（最初に来る波）より数波後の波の方が高くなる場合がよくあることに留意する。

オ 発令基準（津波）

区分	発令対象区域	発令条件
避難指示	○ 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域 ○ 河川沿いの親水施設	津波注意報が発表された場合
	○ 津波浸水想定区域	津波警報が発表された場合
	○ 津波警戒ラインより海側	①～②のいずれか一つに該当する場合 ① 大津波警報が発表された場合 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

注1) どのような津波であっても、発令対象区域から一刻も早く避難することが必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。（「避難情報に関するガイドライン 令和8年3月内閣府（防災担当）」より）

注2) 避難指示の解除については、当該地域の津波警報、津波警戒ラインがすべて解除された段階とする。なお、浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等がすべて解除され、かつ、住宅地等で浸水が解消された段階とする。

第5 警戒区域の設定

市長若しくはその委任を受けた市の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。（災害対策基本法第63条）

市長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を市長に通知するものとする。

知事は、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。（災害対策基本法第73条）

第3部 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画

第7節 避難所収容対策計画

第6 指定避難所等

1 津波警報発令時の避難予定場所については、次のとおりとする。（指定緊急避難場所）

避難対象地区	地区名	避難予定場所及び避難経路
網 田	赤瀬周辺	(1) 赤瀬駅（標高 42m） (2) 赤瀬踏切から高台へ
	平岩周辺	(3) 平岩踏切から古屋敷地区へ通じる道路を上がる（標高 25m）
	御輿来周辺	(4) 御輿来地区上へ通じる道路を上がる（標高 23m）
	戸口周辺	(5) 戸口避難路から島山へ（標高 80m） (6) 辺田目東避難路から高台へ
	塩屋周辺	(7) 網田中学校体育館（標高 36m）
	網田小周辺	(8) 網田小学校体育館（標高 28m）
	新地周辺	(9) 新地避難路から高台へ（標高 15m）
	田平周辺	(10) 田平地区道路を上がる
	浦小松周辺	(11) 配水地 (12) 浦神社又は笠瓜方面へ
	長浜周辺	(13) 火の国屋横の道を山上へ (14) 長浜東避難路から山へ
	〃	(15) 長浜西避難路から上がる
	多出迫周辺	(16) 小池納骨堂横又は地区内から山へ
	小池周辺	(17) 小池納骨堂横（標高 24m）
	その他	(18) 最寄りの高い場所（できるだけ高い場所がよい）
網 津	長部田・小部田	(19) 小部田避難路から高台へ
	住吉・鮫鱒	(20) 住吉神社（標高 37m）
	直築周辺	(21) 住吉中学校体育館（標高 31m） (22) 直築避難路から高台へ (23) 梅咲避難路から高台へ
	駅前・住吉	(24) JR 住吉駅前駐輪場 (25) 東中村避難路から高台へ (26) 新川東・西避難路から高台へ
	その他	(27) 最寄りの高い場所（できるだけ高い場所がよい）
緑 川	辺田・瀧周辺	(28) 住吉中学校体育館（標高 31m） (29) 三角線を超えて山手の方へ
	〃	(30) 辺田避難路から高台へ (31) 梅咲避難路から高台へ
	上新開・下新開	(32) 三角線を超えて山手の方へ (33) 城塚避難路から高台へ
	その他	(34) 最寄りの高い場所（できるだけ高い場所がよい）
走 潟	全 域	(35) 宇土市内中心部へ避難する (36) 次郎兵衛橋から三角線を超えて山手の方へ
		(37) 走潟小学校の屋上（標高 14m） (38) 平成走潟大橋から三角線を超えて山手の方へ

※ その他の地域については、できるだけ高台へ移動する。

※ 津波警報等がすべて解除後、かつ、津波により浸水していない指定避難所へ移動する。

2 地震災害発生時の指定避難所等については、次のとおりとする。（指定緊急避難場所及び指定避難所）

避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所	避難経路
宇 土	宇土市運動公園グラウンド	ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館）	市道宇土中央線
	宇土高校グラウンド	市武道館	県道川尻宇土線
	鶴城中学校グラウンド	宇土市民会館	市道南段原線
	宇土小学校グラウンド	鶴城中学校体育館	市道北段原線
	宇土東小学校グラウンド	宇土小学校体育館	市道城之浦・三拾町線
	城山公園	宇土東小学校体育館	国道 57 号線
	市民広場	宇土高校体育館	市道馬之瀬線
	市役所駐車場	老人福祉センター、福祉センター 市立図書館 中央公民館	
花 園	立岡総合グラウンド	花園小学校体育館	国道 3 号線
	花園小学校グラウンド	花園コミュニティセンター	国道 57 号線
	御領五区児童公園（宇城市）	宇土市スポーツセンター	市道宇土・三日線
	五色山グラウンド		市道古保里・曲野線
	立岡自然公園 花園幼稚園園庭		
轟	轟地区グラウンド	轟地区農業者トレーニングセンター	市道松山・栗崎線
	宇土小学校グラウンド	宇土小学校体育館	市道樺原・神馬線
	城山公園	ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館）	
	宇土高校グラウンド	宇土高校体育館	
	宇土高校第3グラウンド 飯塚防災広場 つつじヶ丘農村公園	轟公民館	
緑 川	緑川地区グラウンド	緑川地区農業者トレーニングセンター	国道 57 号線
	緑川小学校グラウンド	緑川小学校体育館	市道大曲・住吉堤防線
	住吉中学校グラウンド	住吉中学校体育館 緑川公民館	市道城塚・上新開線
網 津	網津地区グラウンド	網津地区多目的研修会施設	国道 57 号線
	網津小学校グラウンド	網津小学校体育館	市道大曲・住吉堤防線
	住吉中学校グラウンド	住吉中学校体育館	市道小部田・直築線
	住吉神社	網津防災センター	

避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所	避難経路
走 潟	走潟小学校グラウンド	走潟小学校体育館 走潟地区体育館 宇土東小学校体育館 走潟公民館	国道501号線 市道東走・四丁線 市道東走・西堤防線
網 田	網田地区グラウンド 網田小学校グラウンド 網田中学校グラウンド 島山	網田地区農業者トレーニングセンター 網田小学校体育館 網田中学校体育館 西部老人福祉センター 網田コミュニティセンター	国道57号線 市道網田中央線

※ 地震発生時の避難は、まず指定緊急避難場所へ集合し、余震がある程度治まってから指定避難所へ移動すること。

※ 自動車による避難は、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあるため、要配慮者を除き、原則徒歩とする。要配慮者の自動車による避難経路は、国道3号線、国道57号線、県道、市道等を使用することとし、避難の際には、道路の被災状況を確認しながら安全に避難を行うこと（避難経路については、第5部『災害危険箇所』4. 地区別避難路一覧による。）

3 福祉避難所については、次のとおりとする。

避難対象地区	避難場所
市内全地区	宇土市保健センター、あさひコート、ケアコートうと本町、照古苑、照古苑ひまわりホーム、景雅苑

※ 福祉避難所とは、災害時に高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所では対応が困難で、特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所のこと。

介護者がいる場合には宇土市保健センターを利用することが出来る。

また、避難指示等が発令され、必要性が認められた場合には、他の施設についても開設を行う。

第7 避難の誘導

1 市等

市は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 津波に対する避難の場合は、特に次に留意すること。
 - ア できるだけ高い建築物や高台等の指定緊急場所へ誘導するものとする。
 - イ 徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。
 - ウ 津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることをないよう適切な住民避難を行うこと。
- (3) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により可能であれば誘導員を配置して安全を期すること。
- (4) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

第3部 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画

第7節 避難所収容対策計画

ただし、津波発生のおそれがない場合において、避難時の周囲の状況等により、避難所等への移動を行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

2 警察

警察は住民等の避難誘導に当たって、市に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行う。

- (1) 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な指定緊急避難場所、避難路を選定し、避難誘導を行うものとする。
- (2) 高齢者、障がい者、児童、妊産婦等については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うが、特に津波被害が予想される場合は、到達時間を考慮し、有効な装備資機材（おんぶ帯等）を活用し避難誘導を行うなど、避難行動要支援者対策に十分に配慮するものとする。

3 社会福祉施設等

社会福祉施設の長は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、市に報告するものとする。また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

第8 避難所の開設及び収容

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第7 避難所の開設及び収容（P. 241～P. 244）」を参照。

第9 車中避難者を含む避難所以外における避難者への対応

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第8 車中避難者を含む避難所以外における避難者への対応（P. 244）」を参照。

第10 避難行動要支援者に対する対策

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第9 避難行動要支援者に対する対策（P. 244～P. 245）」を参照。

第11 防火対象物等における避難対策等

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第10 防火対象物における避難対策等（P. 245～P. 248）」を参照。

第12 帰宅困難者対策

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第11 帰宅困難者対策（P. 248～P. 249）」を参照。

第13 孤立化地域対策

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第12 孤立化地域対策 (P. 249)」を参照。

第14 外国人に係る対策

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第13 外国人に係る対策 (P. 249)」を参照。

第15 広域避難

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第14 広域一時滞在 (P. 249)」を参照。

第16 広域一時滞在

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第15 広域一時滞在 (P. 249~P. 250)」を参照。

第17 被災者等への的確な情報活動関係

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第7節 避難収容対策計画 第16 被災者等への的確な情報活動関係 (P. 250)」を参照。

第8節 災害救助法の適用計画

(健康福祉部)

一定の程度以上の災害については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

第1 災害救助法の適用

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第8節 災害救助法の適用計画 第1 災害救助法の適用 (P. [250](#)~P. [251](#))」を参照。

第2 災害弔慰金の支給等

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第8節 災害救助法の適用計画 第2 災害弔慰金の支給等 (P. [252](#)~P. [253](#))」を参照。

第9節 救出計画

(総務部)

地震・津波災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

第1 実施責任者

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第9節 救出計画 第1 実施責任者 (P. [254](#)) 」を参照。

第2 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。

- 1 大規模地震・津波及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
- 2 大規模地震・津波による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者

第3 救出の方法

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第9節 救出計画 第3 救出の方法 (P. [254](#) ~P. [255](#)) 」を参照。

第4 関係機関の連携

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第9節 救出計画 第4 関係機関の連携 (P. [255](#)) 」を参照。

第5 職員の安全確保

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第9節 救出計画 第5 職員の安全確保 (P. [255](#)) 」を参照。

第6 惨事ストレス対策

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第9節 救出計画 第6 惨事ストレス対策 (P. [255](#)) 」を参照。

第7 応援の手続き

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第9節 救出計画 第7 応援の手続き (P. [255](#))」を参照。

第8 災害救助法に基づく救出

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第9節 救出計画 第8 災害救助法に基づく救出 (P. [255](#))」を参照。

第10節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

(総務部・市民環境部)

第1 実施機関

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第10節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第1 実施機関 (P. 256)」を参照。

第2 行方不明者等の捜索

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第10節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第2 行方不明者等の捜索 (P. 256)」を参照。

第3 遺体の検視、身元確認

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第10節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第3 遺体の検視、身元確認 (P. 256)」を参照。

第4 遺体の引き渡し

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第10節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第4 遺体の引き渡し (P. 256)」を参照。

第5 遺体の収容

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第10節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第5 遺体の収容 (P. 257)」を参照。

第6 遺体の火葬

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第10節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第6 遺体の火葬 (P. 257)」を参照。

第7 災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第10節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 第7 災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬 (P. 257)」を参照。

第11節 医療救護計画

(健康福祉部)

第1 実施機関

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第11節 医療救護計画 第1 実施機関 (P. 258)」を参照。

第2 救護体制の整備

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第11節 医療救護計画 第2 救護体制の整備 (P. 258)」を参照。

第3 救護活動

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第11節 医療救護計画 第3 救護活動 (P. 258)」を参照。

第4 惨事ストレス対策

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第11節 医療救護計画 第4 惨事ストレス対策 (P. 258)」を参照。

第5 災害救助法に基づく医療

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第11節 医療救護計画 第5 災害救助法に基づく医療 (P. 258)」を参照。

第6 費用の負担

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第11節 医療救護計画 第6 費用の負担 (P. 259)」を参照。

第7 損害補償

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第11節 医療救護計画 第7 損害賠償 (P. 259)」を参照。

第12節 食料調達・供給計画

(総務部・健康福祉部・教育委員会)

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それら必要な物資の供給を円滑に実施するものとする。

第1 実施機関

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第12節 食料調達 第1 実施機関(P. [260](#))」を参照。

第2 食料の調達

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第12節 食料調達 第2 食料の調達(P. [260](#))」を参照。

第3 備蓄用食料等の調達・供給

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第12節 食料調達 第3 備蓄用食料等の調達・供給 (P. [260](#))」を参照。

第4 備蓄倉庫及び備蓄品の整備

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第12節 食料調達 第4 備蓄倉庫及び備蓄品の整備 (P. [260](#)～P. [261](#))」を参照。

第5 炊き出しの実施及び食料の配分

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第12節 食料調達 第5 炊き出しの実施及び食料の配分 (P. [261](#))」を参照。

第6 災害救助法に基づく食品の給与

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第12節 食料調達 第6 災害救助法に基づく食品の給与 (P. [261](#))」を参照。

第13節 給水計画

(総務部・健康福祉部・建設部・教育委員会)

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

第1 実施体制

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第13節 給水計画 第1 実施体制 (P. [262](#)) 」を参照。

第2 給水方法

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第13節 給水計画 第2 給水方法 (P. [262](#) ~P. [263](#)) 」を参照。

第3 給水に関する広報

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第13節 給水計画 第3 給水に関する広報 (P. [263](#)) 」を参照。

第4 飲料水以外の生活用水の確保

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第13節 給水計画 第4 飲料水以外の生活用水の確保 (P. [263](#)) 」を参照。

第5 復旧支援要請

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第13節 給水計画 第5 復旧支援要請 (P. [263](#)) 」を参照。

第6 備蓄倉庫及び備蓄品の整備

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第13節 給水計画 第6 備蓄倉庫及び備蓄品の整備 (P. [263](#)) 」を参照。

第7 災害救助法に基づく飲料水の供給

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第13節 給水計画 第7 災害救助法に基づく飲料水の供給 (P. [264](#)) 」を参照。

第14節 生活必需品供給計画

(総務部・健康福祉部)

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

第1 実施機関

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第14節 生活必需品供給計画 第1 実施機関 (P. 265)」を参照。

第2 生活必需品の需要把握

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第14節 生活必需品供給計画 第2 生活必需品の需要把握 (P. 265)」を参照。

第3 生活必需物資の種類

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第14節 生活必需品供給計画 第3 生活必需物資の種類 (P. 265)」を参照。

第4 供給活動

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第14節 生活必需品供給計画 第4 供給活動 (P. 266)」を参照。

第5 救援物資集積拠点の設置

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第14節 生活必需品供給計画 第5 救援物資集積拠点の設置 (P. 266～P. 267)」を参照。

第6 生活必需品の円滑な提供

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第14節 生活必需品供給計画 第6 生活必需品の円滑な提供 (P. 267)」を参照。

第7 災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第14節 生活必需品供給計画 第7 災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与 (P. 267)」を参照。

第15節 救援物資要請・受入・配分計画

(総務部・企画財政部)

大規模な地震・津波災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、救援物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制を確保し、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

第1 不足物資の把握

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第15節 救援物資要請・受入・配分計画 第1 不足物資の把握 (P. [268](#)) 」を参照。

第2 物資の要請

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第15節 救援物資要請・受入・配分計画 第2 物資の要請 (P. [268](#)) 」を参照。

第3 受入供給体制

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第15節 救援物資要請・受入・配分計画 第3 受入供給体制 (P. [268](#)) 」を参照。

第4 救援物資等の取り扱い

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第15節 救援物資要請・受入・配分計画 第4 救援物資等の取り扱い (P. [268](#)～P. [269](#)) 」を参照。

第16節 住宅応急対策計画

(建設部)

災害のため住家が滅失等したり災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、り災者の居住安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第8節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

第1 実施機関

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第1 実施機関 (P. 270)」を参照。

第2 応急仮設住宅の建設(予定)場所の選定

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第2 応急仮設住宅の建設(予定)場所の選定 (P. 270)」を参照。

第3 応急仮設住宅の供与

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第3 応急仮設住宅の供与 (P. 270～P. 271)」を参照。

第4 住宅の応急修理

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第4 住宅の応急修理 (P. 271)」を参照。

第5 公営住宅の提供

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第5 公営住宅の提供 (P. 271)」を参照。

第6 災害救助法に基づく措置

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第16節 住宅応急対策計画 第6 災害救助法に基づく措置 (P. 271)」を参照。

第17節 交通規制計画

(総務部・建設部)

大規模地震・津波発生時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の道路施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

第1 実施責任者

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第17節 交通規制計画 第1 実施責任者 (P. 272)」を参照。

第2 交通規制の措置

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第17節 交通規制計画 第2 交通規制の措置 (P. 272～P. 277)」を参照。

第3 相互の連絡・協力

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第17節 交通規制計画 第3 相互の連絡・協力 (P. 278)」を参照。

第4 災害対策基本法第76条第2項に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第17節 交通規制計画 第4 災害対策基本法第76条第2項に規定する通行禁止区域等における障害物の除去 (P. 278～P. 279)」を参照。

第5 災害時における車両の移動等

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第17節 交通規制計画 第5 災害時における車両の移動等 (P. 279)」を参照。

第18節 緊急通行車両確認計画

(総務部・企画財政部)

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。また、県、市町村及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第1 緊急通行車両における輸送対象の限定

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第18節 緊急通行車両確認計画 第1 緊急通行車両における輸送対象の限定 (P. 280)」を参照。

第2 緊急通行車両の確認

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第18節 緊急通行車両確認計画 第2 緊急通行車両の確認 (P. 280～P. 281)」を参照。

第3 輸送手段の確保

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第18節 緊急通行車両確認計画 第3 輸送手段の確保 (P. 281)」を参照。

第4 輸送路線の確保

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第18節 緊急通行車両確認計画 第4 輸送路線の確保 (P. 282)」を参照。

第19節 応急公用負担と労働力の確保

(総務部)

災害対策基本法（本節中以下「法」という。）の規定により、市長は災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施するため、人員物資として民間等の人員物資を使用することができる。これを応急公用負担と言い、大別して人的公用負担と物的公用負担がある。

本節では、この応急公用負担等の適用について記述するとともに、大規模災害発生後の対策実施に必要な労働力の確保を図るための方策について述べる。

第1 従事命令等

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第19節 応急公用負担と労働力の確保 第1 従事命令等（P. [283](#)～P. [284](#)）」を参照。

第2 物的応急公用負担

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第19節 応急公用負担と労働力の確保 第2 物的応急公用負担（P. [284](#)～P. [285](#)）」を参照。

第3 労務者の確保

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第19節 応急公用負担と労働力の確保 第3 労働者の確保（P. [285](#)）」を参照。

第20節 保健衛生計画

(市民環境部・健康福祉部)

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

なお、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」により行うものとする。

第1 防疫計画

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第20節 保健衛生計画 第1 防疫計画 (P. [286](#)～P. [287](#)) 」を参照。

第2 健康管理

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第20節 保健衛生計画 第2 健康管理 (P. [287](#)～P. [288](#)) 」を参照。

第3 生活衛生の確保

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第20節 保健衛生計画 第3 生活衛生の確保 (P. [288](#)) 」を参照。

第21節 災害ボランティア連携計画

(健康福祉部・社会福祉協議会)

第1 実施体制の確立

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第21節 災害ボランティア連携計画 第1 実施体制の確立 (P. [280](#)～P. [281](#))」を参照。

第2 災害ボランティアの活動内容

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第21節 災害ボランティア連携計画 第2 災害ボランティアの活動内容 (P. [292](#))」を参照。

第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画

(市民環境部)

第1 計画の方針

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第1 計画の方針 (P. [293](#)) 」を参照。

第2 災害ごみの処理

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第2 災害ごみの処理 (P. [293](#)) 」を参照。

第3 災害し尿の処理

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第3 災害し尿の処理 (P. [294](#)) 」を参照。

第4 仮設トイレの設置

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第4 仮設トイレの設置 (P. [294](#)) 」を参照。

第5 災害廃棄物の処理

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第5 災害廃棄物の処理 (P. [294](#)～P. [296](#)) 」を参照。

第6 廃棄物処理施設の応急復旧

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画 第6 廃棄物処理施設の応急復旧 (P. [296](#)) 」を参照。

第23節 文教対策計画

(教育委員会)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

第1 学校の災害直後の措置

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第23節 文教対策計画 第1 学校の災害直後の措置 (P. 287)」を参照。

第2 避難所開設への支援

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第23節 文教対策計画 第2 避難所開設への支援 (P. 297)」を参照。

第3 教材、学用品等の調達及び支給

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第23節 文教対策計画 第3 教材、学用品等の調達及び支給 (P. 298)」を参照。

第4 学校給食等の措置

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第23節 文教対策計画 第4 学校給食等の措置 (P. 298)」を参照。

第5 文化財の保護

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第23節 文教対策計画 第5 文化財の保護 (P. 298)」を参照。

第24節 公共施設応急工事計画

(市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所)

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急・復旧を図るための対策を確立する必要がある。

このため、必要に応じ、法令及び各種措置の運用の見直し、制度の創設について検討する。

また、国、他都道府県、市及び関係団体と協力・連携した調査・設計及び工事等の実施体制の構築、人員や事業予算の確保、必要な措置を講じるものとする。

第1 公共土木施設

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第25節 公共施設応急工事計画 第1 公共土木施設 (P. [301](#)～P. [302](#)) 」を参照。

第2 農地及び農業用施設等

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第25節 公共施設応急工事計画 第2 農地及び農業用施設等 (P. [302](#)) 」を参照。

第3 学校施設

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第25節 公共施設応急工事計画 第3 学校施設 (P. [303](#)) 」を参照。

第4 その他の公共施設

「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第25節 公共施設応急工事計画 第4 その他の公共施設 (P. [303](#)) 」を参照。

第25節 建築物・宅地等応急対策計画

(市民環境部・建設部)

大規模な地震・津波により被災した建築物及び宅地等について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を実施する。

第1 人材育成の確保

- 1 講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。
- 2 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。

第2 応急危険度判定活動

- 1 県は市、建築団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図る。
- 2 県は市の要請に応じて被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を被災地に派遣し、市と連携して判定活動を実施する。

第3 被災建築物への対応

- 1 県及び市は、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについては、被災建築物等の所有者等に二次災害防止対策の指導・助言等を適切に行うものとする。
- 2 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第4 被災宅地への対応

- 「第2部 風水害対策編 第1章 災害応急対策計画 第2節 建築物・宅地等応急対策計画 第2 被災宅地への対応 (P. 304)」を参照。

第2章 災害復旧・復興計画

項目	関連部署	ページ
第1節 災害復旧・復興の基本方針	全部	379
第2節 公共土木施設災害復旧計画	経済部、建設部	380
第3節 農林水産施設災害復旧計画	経済部	381
第4節 その他の災害復旧計画	建設部、教育委員会	382
第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア	総務部、企画財政部、 市民環境部、 健康福祉部、経済部、 建設部、教育委員会	383
第6節 大規模災害からの復興に関する法律	全部	385
第7節 復興計画	全部	386

第1節 災害復旧・復興の基本方針

(全部)

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的な解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

県、市及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

(経済部・建設部)

国土交通省、農林水産省に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施するものとする。

第1 実施機関

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第2節 公共土木施設災害復旧計画 第1 実施機関 (P. 308)」を参照。

第2 復旧方針

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第2節 公共土木施設災害復旧計画 第2 復旧方針 (P. 308)」を参照。

第3 対策事業

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第2節 公共土木施設災害復旧計画 第3 対策事業 (P. 308～P. 309)」を参照。

第4 財政援助

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第2節 公共土木施設災害復旧計画 第4 財政援助 (P. 309)」を参照。

第3節 農林水産施設災害復旧計画

(経済部)

農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施するものとする。

第1 実施機関

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第3節 農林水産施設災害復旧計画 第1 実施機関（P. [310](#)）」を参照。

第2 復旧方針

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第3節 農林水産施設災害復旧計画 第2 復旧方針（P. [310](#)）」を参照。

第3 対策事業

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第3節 農林水産施設災害復旧計画 第3 対策事業（P. [310](#)～P. [311](#)）」を参照。

第4 財政援助

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第3節 農林水産施設災害復旧計画 第4 財政援助（P. [311](#)）」を参照。

第5 分担金の徴収

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第3節 農林水産施設災害復旧計画 第5 分担金の徴収（P. [311](#)）」を参照。

第4節 その他の災害復旧計画

(建設部・教育委員会)

第1 住宅災害復旧計画

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第4節 その他の災害復旧計画 第1 住宅災害復旧計画 (P. [312](#)～P. [313](#))」を参照。

第2 公立学校施設災害復旧計画

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第4節 その他の災害復旧計画 第2 公立学校施設災害復旧計画 (P. [313](#))」を参照。

第3 水道施設の復旧計画

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第4節 その他の災害復旧計画 第3 市等以外の水道事業 (P. [313](#))」を参照。

第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア

（総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の生活支援のための措置を講じるものとする。

第1 被災者に対する生活支援等

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第1 被災者に対する生活支援等（P. [314](#)）」を参照。

第2 被災者に対する生活相談

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第2 被災者に対する生活相談（P. [314](#)～P. [315](#)）」を参照。

第3 り災証明書の発行

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第3 り災証明書の発行（P. [315](#)～P. [320](#)）」を参照。

第4 被災者台帳の作成等

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第4 被災者台帳の作成等（P. [321](#)～P. [322](#)）」を参照。

第5 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第5 災害弔慰金等の支給及び貸付制度（P. [323](#)～P. [324](#)）」を参照。

第6 租税の徴収猶予、減免等

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第6 租税の徴収猶予、減免等（P. [324](#)～P. [325](#)）」を参照。

第7 その他郵便事業等の特別取扱い

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第7 その他郵便事業等の特別取扱い（P. [326](#)）」を参照。

第8 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第8 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等 (P. [327](#))」を参照。

第9 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

「第2部 風水害対策編 第2章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア 第9 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発 (P. [327](#))」を参照。

第6節 大規模災害からの復興に関する法律

(全部)

大規模災害からの復興に関する法律は、大規模な災害からの復興のための特別の措置について定める日本の法律である。東日本大震災の経験を踏まえて平成25年(2013年)6月21日に公布・施行された。また、規定の一部は平成25年(2013年)8月30日に施行された。

特定大規模災害(災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害)が発生した際に内閣総理大臣を本部長とする「復興対策本部」を置くことができる(第4条)とし、政府に「国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進する」(第3条)ことを基本理念とした「復興基本方針」の策定を義務づけている(第8条)。

また、復興対策本部が定めた復興計画を国が実行するために都市計画法、土地改良法、森林法等の規定に対する「特別の措置」を行使することが出来ることを定めているほか、被災市町村が実施すべき災害復旧事業を被災自治体の要請に基づき国が代行出来る措置などを定めている。

都市計画上の特例と災害復旧事業の権限代行措置については第2条第9号に規定する特定大規模災害等(特定大規模災害ならびにその他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害)にこれらの措置を適用出来ることとしている。

熊本地震による災害は、「平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令」(平成26年政令第218号。同年5月10日閣議決定、5月13日公布・施行)により、「大規模災害からの復興に関する法律」第2条第9号に規定される「非常災害」に指定され、本法律の適用第一号となった。

これに基づき、国(国土交通省)が県道熊本高森線(俵山トンネルを含む俵山バイパス区間)と南阿蘇村道栃の木～立野線(阿蘇長陽大橋を含む区間)の災害復旧事業を代行することを発表している。

第7節 復興計画

(全部)

大規模災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業との調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、特定大規模災害等を受けた場合、県に対し、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を要請することができるものとする。

また、市は、必要な場合は、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

その際、県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

第1 宇土市震災復興計画

1 第6次宇土市総合計画と宇土市震災復興計画（第1期）

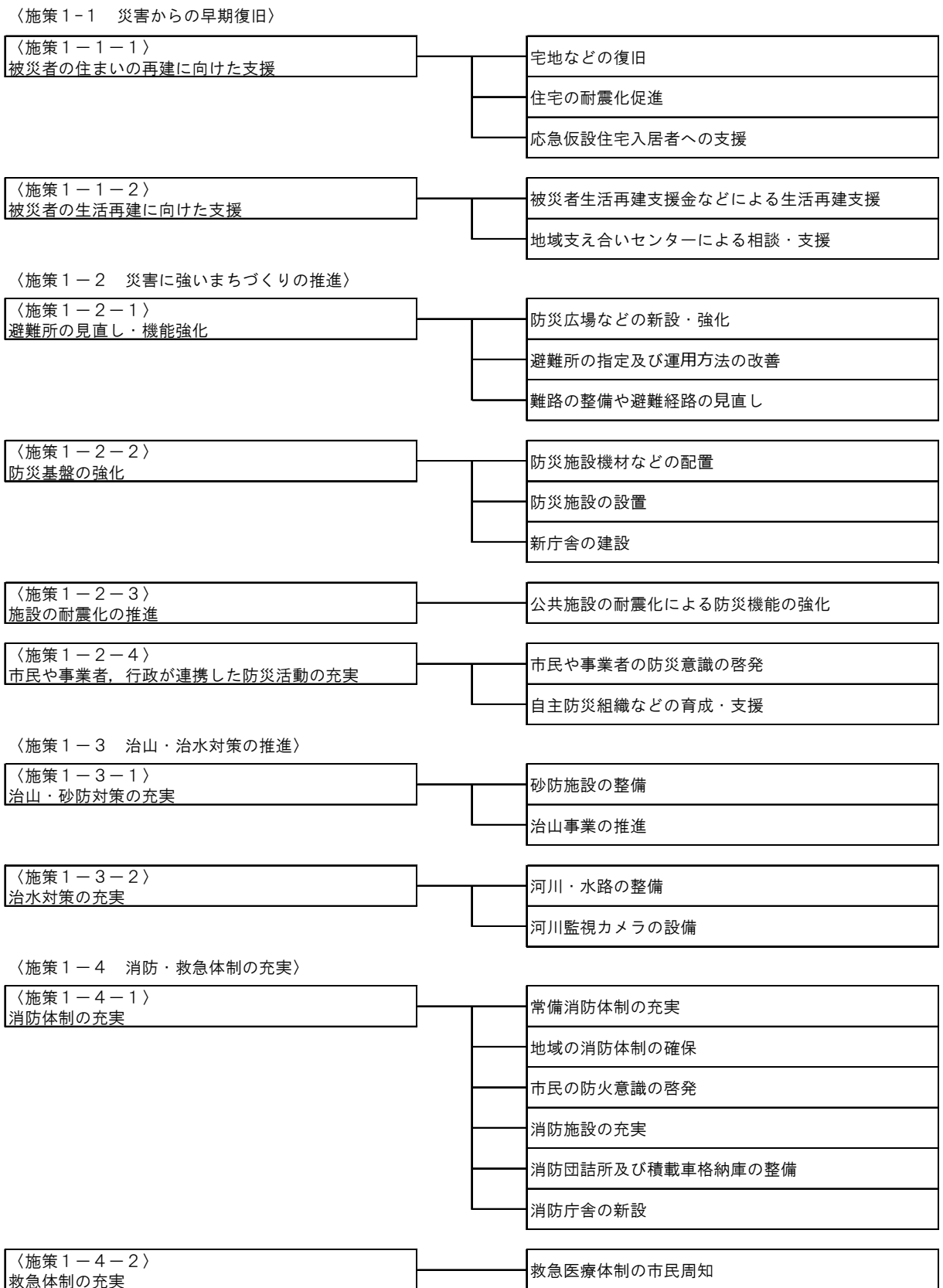
熊本地震からの早期復旧・復興を実現するため、「宇土市震災復興計画（第1期）」（平成28～30年度）を策定し、市民と事業者、行政が総力を結集し一丸となって宇土市の復旧・復興を推進してきた。

第6次宇土市総合計画では、この「宇土市震災復興計画（第1期）」の指針を継承し、「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」の将来像の実現に向け、“輝くふるさと”づくりの柱（施策の大綱）の1つに「“輝く”未来～震災からの復興～【震災復興】」を定めている。迅速で効果的な災害からの復旧に引き続き取り組むとともに、災害前よりも強い防災面を強化したまちづくりを進めるため、災害危険箇所に対する減災対策、震災・風水害に備えた防災拠点の整備・機能向上、防災施設・設備の充実を図る。

また、市民と事業者、行政が協働による災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織などの結成・活動支援に取り組み、自助・共助・公助の連携を高める。

2 第6次宇土市総合計画の内容

第6次宇土市総合計画の「“輝く未来”～震災からの復興～【震災復興】」に記載されている内容は以下のとおりである。



第3部 地震・津波災害対策編

第2章 災害復旧・復興計画

第7節 復興計画